



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

取引先の非上場株式の譲受け

～配当還元方式に基づく対価を是認・納税者勝訴～

相続税法7条(みなし贈与)の時価とは、同法22条の時価と同じく財産の客観的交換価値をいいますが、課税実務上は、納税者間の公平等の見地から、原則として、評価通達に基づく画一的な評価方法により評価されます。今回は、その画一的な評価方法を適用することができないような「特別の事情」の有無が争点となった事例をご紹介します。(平成17年10月12日東京地裁・全部取消し・TAINSコード Z888-1030)

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

<事案の概要>

オーストラリア国籍で同国に住所を有する原告は、非上場会社であるA社の海外代理店D社の会長です。原告は、世代を超えてA社とD社の良好な取引関係を維持していくため、平成7年12月16日、売買契約により、A社の取締役会長(譲渡人)から、A社の株式63万株(本件株式)を総額6300万円(1株当たり100円)で譲り受けました。なお、原告は、本件株式及び関連会社株式の購入資金として、日本の銀行から6600万円を借りましたが、その際、譲渡人自ら、その借入れの連帯保証人になっています。

原告が、平成7年分の贈与税申告書を提出しなかったところ、被告課税庁は、平成12年1月18日、本件株式の譲受けは相続税法7条の「著しく低い価額の対価で財産の譲渡を受けた場合」に該当すると認定し、譲受けの対価6300万円と被告が金融機関等の取引事例に基づき独自に算定した時価4億3155万円(1株当たり785円)との差額を「みなし贈与」とする決定処分を行いました。

<裁判所の判断>

裁判所では、次のとおり、本件株式の評価につき、配当還元方式によらないことが正当と是認されるような「特別の事情」があるとはいえないから、本件株式の売買取引は、相続税法7条の「著しく低い価額の対価で財産の譲渡を受けた場合」には該当しないと判断し、贈与税の決定処分を取り消しました。

- ① 評価通達上、原告は、その保有株式数を前提とする限り、「同族株主以外の株主」に該当し、本件株式の評価方法は配当還元方式が適用され、その評価額は1株当たり75円となることから、配当還元方式が適用できない「特別の事情」がない限り、評価額を上回る1株当たり100円の対価で行われた売買取引は、「著しく低い価額の対価で財産の譲渡を受けた場合」に該当しないことになる。
- ② 被告は、原告が個人株主で筆頭株主となったこと、譲渡人が借入金の保証人となったこと等から、原告がA社の事業経営に相当の影響を与え得る地位を取得したと主張するが、原告の保有割合は6.6%にすぎないし、譲渡人が保証人となったのは金融コストの問題であるから、その主張は認められない。
- ③ むしろ、株式の保有割合やA社の株式は譲渡制限株式であることから、原告は、譲渡人及びその親族らのような同族株主(保有割合47.9%)とは異なり、会社に対して直接の支配力を有さず、当面、配当を受領すること以外に直接の経済的利益を享受することのない少数株主であり、その取得及び保有する株式の評価につき、配当還元方式が本来的に適用されるべき株主に該当するものといえる。
- ④ 被告は、金融機関等5件の取引事例(1株当たり793円・796円)が存在することから、同じA社の取引先ないしその関係者である原告に対してのみ著しく低い価額で株式を譲渡することに経済的合理性がないと主張するが、同じ株式の売買取引であっても、その取引に向けられた当事者の主観的事情は様々であるから、株式の譲渡価額が買主ごとに異なること自体は何ら不合理なことではない。
- ⑤ 被告は、売買取引が譲渡人側の相続・事業継承対策の一環として行われたというが、売買取引が実質的には贈与に等しいとか、贈与税の負担を免れる意図が存したということに直ちにつながるものではない。

……(税法データベース編集室 依田孝子)

◇ 以上の判例について詳細(全文・A4判16枚)が必要な方は、送料実費とも1,500円(税込)で頒布しますので下記宛ご一報ください。